

寝屋川市パブリック・コメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の市政への参画を促進するため、パブリック・コメント手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリック・コメント手続 寝屋川市の基本的な政策等の策定、改定又は廃止（以下「策定等」という。）に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）を募り、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方を公表し、市民等の多様な意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 寝屋川市の区域内に住所を有する者

イ 寝屋川市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 寝屋川市の区域内に存する学校に在学する者

エ 寝屋川市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

オ 寝屋川市の市税の納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる計画・指針等

ア 総合計画等寝屋川市の基本的な政策を定める計画、指針等

イ 個別行政分野において広く市民生活に影響を及ぼす基本的な施策を定

める計画、指針等

(2) 次に掲げる条例

ア 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的に照らし、市長が、パブリック・コメント手続を行う必要があると認めたもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント手続を行わないことができる。ただし、第1号に該当するものとしてパブリック・コメント手続を行わないこととしたものについては、その行わない理由を公表するものとする。

(1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提案するもの

(3) 法令等により、縦覧、意見の提出その他パブリック・コメント手続に準じる手続が行われるもの

(4) 市長の附属機関等がパブリック・コメント手続に準じる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われるもの

(政策等の案の公表等)

第5条 政策等の策定等をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、政策等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 当該政策等の趣旨、目的、背景等

(2) 当該政策等の案の概要

(3) 当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前項の規定による公表の際には、政策等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期限、提出のあった意見等の処理方法及び問合せ先を同時に公表しなければならない。

4 前3項の規定による公表の手段は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政策等の案の担当課等での閲覧又は配付
- (2) 市民情報コーナーでの閲覧又は配付
- (3) 寝屋川市のホームページへの掲示
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要に応じた方法

5 政策等の案及び資料を公表する前に、次の各号に掲げる事項を広報紙に掲載するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (4) 政策等の案及び資料の入手方法

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出を受けるために、政策等の案を公表した日から1か月の期間を設けなければならない。ただし、1か月の期間を設けることができない場合は、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便・宅配便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

3 意見等を提出する市民等に対しては、住所、氏名等、当該意見等を提出した者を特定できる事項を明記するよう求めるものとする。

(最終的な意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 政策等の最終的な意思決定に当たっては、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮するものとする。

2 政策等の最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する寝屋川市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容及びその理由を明確に公表しなければならない。ただし、公表すべき事項に寝屋川市情報公開条例(平成9年寝屋川市条例第9号)第6条に

規定する不開示情報に該当するものが含まれている場合は、当該事項は、公表しない。

3 第5条第4項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(一覧表の作成)

第8条 パブリック・コメント手続に当たっては、その実施する案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後にパブリック・コメント手続を行う政策等について適用し、同日前に最終的な意思決定を行った政策等及び最終的な意思決定を行っていない政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。